

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。」

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようになりますことを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応していきます。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えていた傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒と

の関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの防止にかかる目標と具体的な手立て

◇今年度の目標及び取組◇

(1)【校内体制の整備】

教職員が、「R5学校いじめ防止基本方針」の内容を十分理解するとともに、いじめ対策推進リーダーを中心とした、いじめ問題への組織的な対応体制を確立します。

- ①いじめ等生徒指導上の諸問題への理解やカウンセリングに関する研修等を充実
- ②いじめ対策委員会を中心とした計画的な学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ③生徒指導部長といじめ対策推進リーダーの連携により、いじめ等の生徒に関わる情報共有を図ることで、生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる組織体制を整備

(2)【いじめ防止教育の推進】

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにします。

- ①生徒会を中心とした、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進
- ②道徳や学活等を活用し、いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為であるという意識の醸成を図るために人権教育を進めるとともに、思いやりの気持ちを育成
- ③教科の学びや特別活動等を通して、ストレスに適切に対処できる力の育成

(3)【早期発見・対応】

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護し、迅速に対応します。

- ①計画的な教育相談やチェックリストの活用、いじめアンケートを実施
- ②いじめ対策委員会を定期で開催し、速やかにいじめの認知や対応を推進

(4)【地域社会との連携】

家庭や地域住民・その他関係者等との連携のもと、いじめの問題に対応します。

- ①カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所など、外部専門家等の活用を推進。

◆R4年度のいじめアンケートの結果◆

【第1回5月調査】 • いじめの認知件数 3件

- 嫌な思いをしたとき誰に相談しますか
「先生62%」「友人70%」「父や母67%」「兄弟姉妹24%」
「スクールカウンセラー10%」「電話相談6%」「誰にも相談しない6%」
- あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。
「そう思う」 1学年96% 2学年96% 3学年98%

【第2回11月調査】 • いじめの認知件数 6件

- あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。
「先生63%」「友人71%」「父や母72%」「兄弟姉妹28%」
「スクールカウンセラー8%」「電話相談3%」「誰にも相談しない4%」
- あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。
「そう思う」 1学年96% 2学年93% 3学年100%

【第3回2月調査】	・いじめの認知件数 1件
・あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。	「先生66%」「友人67%」「父や母74%」「兄弟姉妹24%」
	「スクールカウンセラー10%」「電話相談7%」「誰にも相談しない4%」
・あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。	「そう思う」 1学年99% 2学年95% 3学年99%

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- (1) 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定します。
- (2) 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小中学校で共有します。
- (3) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

本校の取組

【メニメニSKDプロジェクト】について（R4年度）

(1) ねらい

- ①「笑顔にあふれ、共に助け合い、夢に向かって歩んでいく春光台の未来のために「SDGs」の観点から年間を通して、自分達ができることについて考え、自らの手でより良い学校を作ろうとする意識を高める。
- ②生徒会本部を中心として、より良い学校を生徒全員で作っていくという思いを広げる。
- ③いじめをなくすために、思いやりの気持ちを大切にする態度を育む。

(2) 活動内容

- ①各学年ごとに、自分たちの現状を踏まえ、学年協議会で、重点目標を決定する。
- ②メニメニSKD集会を実施する。
- ③笑顔あふれる学校にするために、具体的にどんなことをしたいか学級で話し合い決意表明を作成する。
- ④生徒会による決意表明の掲示と「笑顔あふれる学校をつくる標語」の募集。

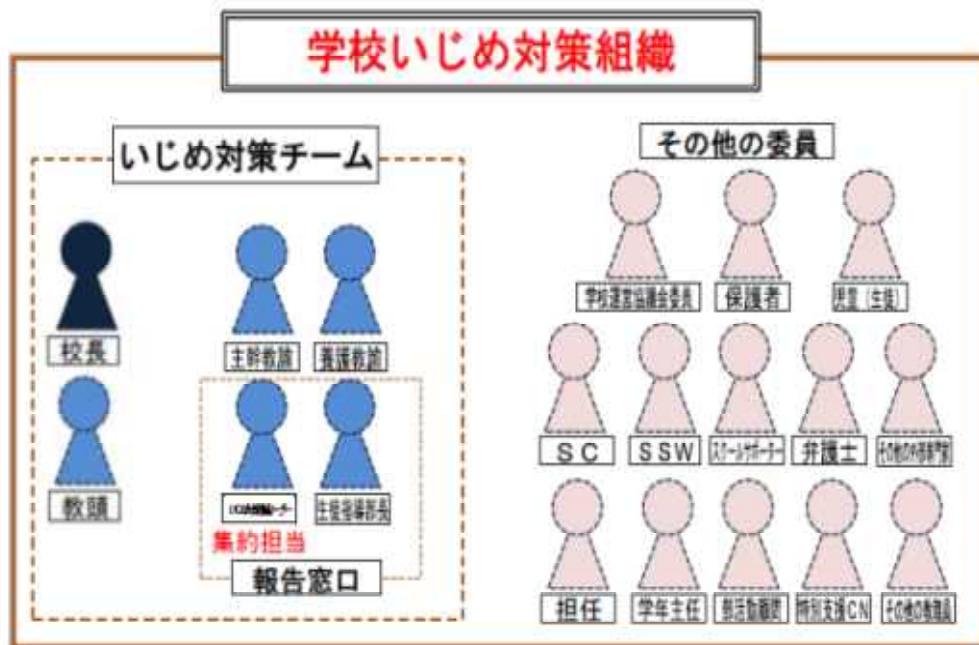
3 学校いじめ対策委員会の設置

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織として「学校いじめ対策委員会」を設置します。

(1) 学校いじめ対策委員会の構成

特定の教職員で問題を抱え込みます、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の把握ができるようし、次のことを踏まえて、学校いじめ対策委員会を構成します。

- ①自校の複数の教職員により構成します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー（警察経験者）等の外部専門家を加えます。
- ②「自校の複数の教職員」については、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、養護教諭を基本とし、いじめ対策を中心として担う「いじめ対策推進リーダー」をおきます。
- ③個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、実情に応じ、関係の深い教職員を追加します。
- ④未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。



（2）学校いじめ対策委員会の役割

学校いじめ対策委員会の役割に次のことを位置付けます。

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容の情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定、実行する役割
- ⑥いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導
対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画に実施する役割
- ⑧学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて検、見直しを行う役割

4 いじめ防止の取組

学校は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができると機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラーの利用、関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- いじめの発見・対応に遅れがでないよう、定例の学校いじめ対策会議を月に1回以上開催する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|-------------------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていることがある。 | □ |
| <input type="checkbox"/> けかをしている理由を曖昧にする。 | □ |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|-------------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 | □ |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | □ |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかつたりする。 | □ |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|------------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 | □ |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | □ |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。 | □ |

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みます、直ちにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該の保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

オ 性に関わる事案への対応

- 生徒のプライバシーに十分配慮しながら慎重かつ迅速な対応ができるよう、すみやかにいじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭などによるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関と、速やかに連携を図る。
- チーム内で詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

カ 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教頭を窓口とし、各学校と緊密な連携の下、対応を行う。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）

【教育委員会への報告】

【いじめ対策委員会による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関との連携（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</u><input type="checkbox"/> <u>いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</u>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。</u><input type="checkbox"/> <u>不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。</u>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>いじめを傍観したり、はや立ちたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</u><input type="checkbox"/> <u>自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</u>
家庭	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</u><input type="checkbox"/> <u>今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</u>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</u><input type="checkbox"/> <u>保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</u>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> <u>当該児童・生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</u>

- いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP3参照）

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

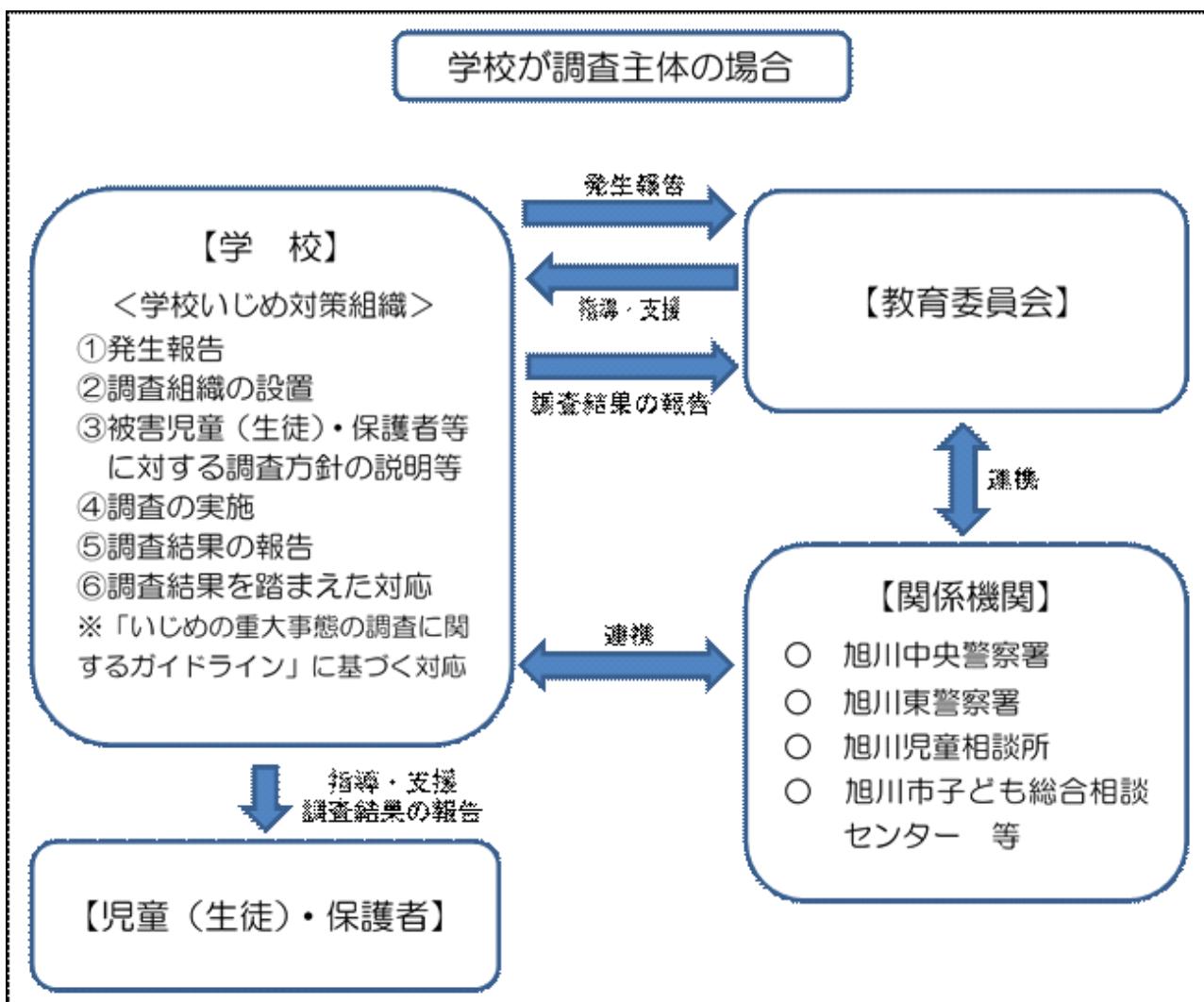
○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議等におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
 - いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。また、インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者に対して協力を求めていきます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
 - 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
 - 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じ、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
 - 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないとなど指導することが必要です。

1.1 学校いじめ防止プログラム

学校は、自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
 - 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

学校は、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や、自校の取組状況を踏まえ、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 学校いじめ対策委員会を中心に、計画的に点検・見直しを図る。(再掲)
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

いじめ防止プログラム

	教職員	生徒	家庭・地域
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認、共通理解 ○校内研修　・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール　※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針(生徒版)策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ※定例以外にも随時開催、認知判断や対処を検討し、実施。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○ストレスチェック① ○メディアについて考える週間 	
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となった未然防止の取組「メニメニSKDプロジェクト」 ○中連生活部6月研への参加 	
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ○情報モラル教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Atcサミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○情報モラル教室 ○メディアについて考える週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・1学期いじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Atcサミットを受けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○メディアについて考える週間 	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ○校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生命(いのち)の安全教育」の授業 ○「メニメニSKDプロジェクト」 ○生徒が主体となった未然防止の取組 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○ストレスチェック② ○メディアについて考える週間 	
12 月	○学校いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・2学期いじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活
1 月	○学校いじめ対策委員会		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○人権教室の実施(2学年) ○命に関わる指導(3学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教室(2学年) ○命に関わる授業(3学年) ○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェック③ ○メディアについて考える週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	